

開発許可（都市計画法第 29 条許可）に基づく申請手続き（フロー図）

事前審査願いの提出（毎月、月末締め切り）



提出部数 7 部（詳細版 5 部＋簡易版 2 部）及びデータ（PDF 形式）

関係官署等に意見照会



野洲市開発行為事前審査会で審査（毎月 20 日前後）



審査結果（要件）を申請者へ通知（審査会開催月末日頃）



関係官署等と協議（関係官署等へ協議書 2 部提出→1 部返却）

- ・ 県・市等関係機関との協議、官民境界確定、道路・河川等の占用許可等
- ・ 必要により、都市計画法第 32 条協議申請（正副 2 部）



29 条開発許可申請（正副 2 部）



開発許可書交付

- ・ 調整区域内農地の場合→ 農地転用許可同時許可
- ・ 市街化区域内農地の場合→ 農地転用届出



工事着手届提出（1 部）



工事完了届提出（※ 公共施設の帰属のある場合は、公共施設工事完了届同時提出）



（※ 32 条による里道・水路の表示・保存登記の登記済証添付のこと。）

工事完了検査 → 手直し → 手直し報告



（新設公共施設の帰属のための登記関係書類および里道・水路の相互帰属のための登記書類を市に提出し、その受領書の写し提出のこと。）

検査済証交付（公共施設検査済証同時交付）



完了公告＝開発行為完了

（完了公告があるまで、建築工事は出来ません）